

給与勧告の仕組みと本年の勧告のポイント

令和5年10月
群馬県人事委員会

目次

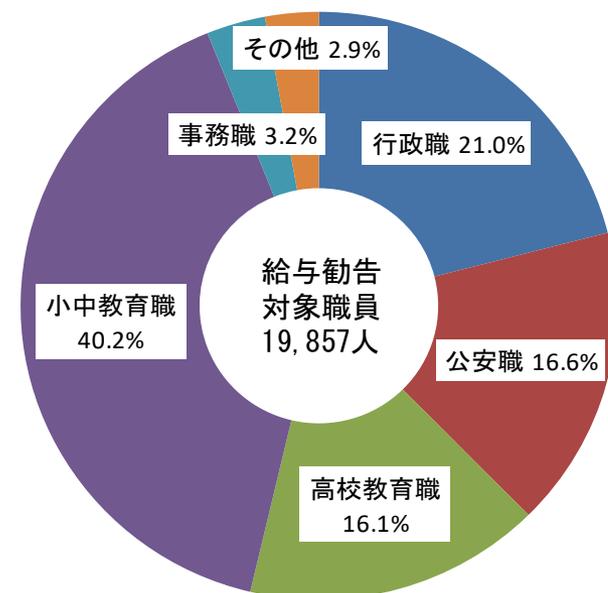
1	給与勧告の対象職員	1
2	給与勧告の手順	2
3	職種別民間給与実態調査の概要	3
4	民間給与との比較方法（ラスパイレス比較）	4
5	民間給与との較差に基づく給与改定	6
6	本年の勧告のポイント	7
7	職員モデル給与例（一般行政職員）	8
8	最近の給与勧告の状況（一般行政職員）	9

1 給与勧告の対象職員

令和5年4月1日現在の給与勧告対象職員(注1)は、19,857人(平均年齢42.3歳)です。
このうち、民間給与との比較を行っている一般行政職員(注2)は、4,656人(平均年齢43.2歳)で、上記職員の23.4%となっています。

給料表	職員の例	職員数	平均年齢
行政職	県庁等の行政職員	4,161人	42.5歳
公安職	警察官	3,291人	38.4歳
研究職	試験場等の研究職員	273人	42.9歳
医療職(一)	保健福祉事務所等の 医師・歯科医師	21人	44.6歳
医療職(二)	保健福祉事務所等の 獣医師・薬剤師等	141人	41.8歳
医療職(三)	保健福祉事務所等の 保健師・看護師等	66人	36.9歳
福祉職	児童福祉施設の 児童自立支援専門員等	49人	39.0歳
高等学校等 教育職	高等学校・特別支援学校等の 校長・教員等	3,198人	45.0歳
小学校中学校 教育職	小学校・中学校等の 校長・教員等	7,978人	42.7歳
栄養職	小学校・中学校等の 学校栄養職員	34人	47.8歳
事務職	小学校・中学校・高等学校等の 学校事務職員	645人	42.2歳
計		19,857人	42.3歳

構成比

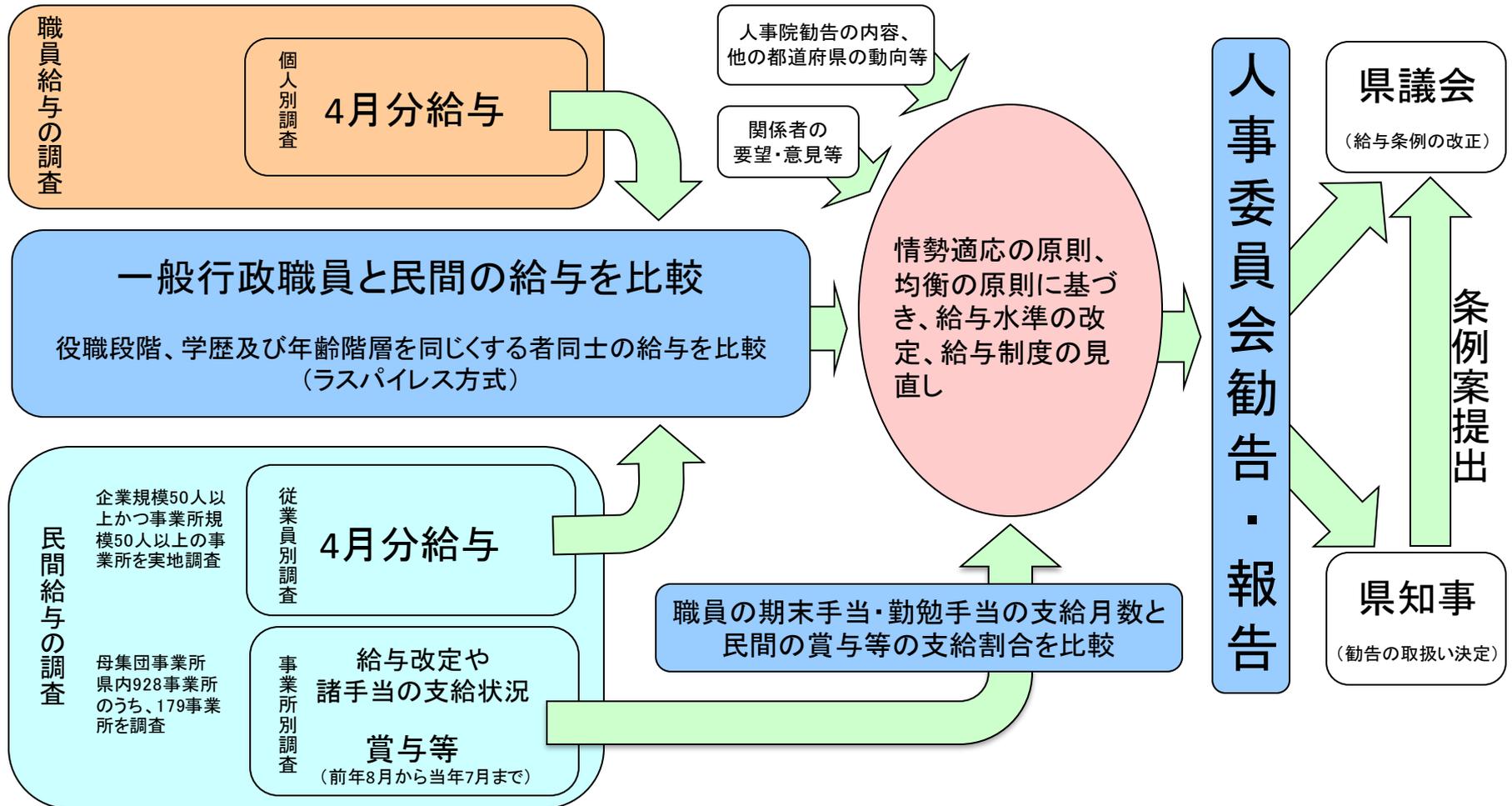


- (注) 1 令和5年職員給与等実態調査の対象職員(常勤職員で、休職、育児休業、臨時的任用及び再任用等の職員を除く。)から、勧告対象外の技能労務職員(58人)を除いたもの
※ 企業職員(企業局・病院局で約1,400人)は、当該調査及び勧告いずれも対象外
- 2 行政職給料表又は事務職給料表の適用を受ける職員(本年度の新規学卒の採用者(150人)を除く。)
- 3 平均年齢は、令和5年4月1日現在の満年齢による

2 給与勧告の手順

人事委員会では、職員と民間の4月分の給与(月例給)を調査した上で、精密に比較し、職員の給与水準を民間の給与水準に合わせることを基本とし、人事院勧告の内容や他の都道府県の動向等を踏まえて勧告を行っています。

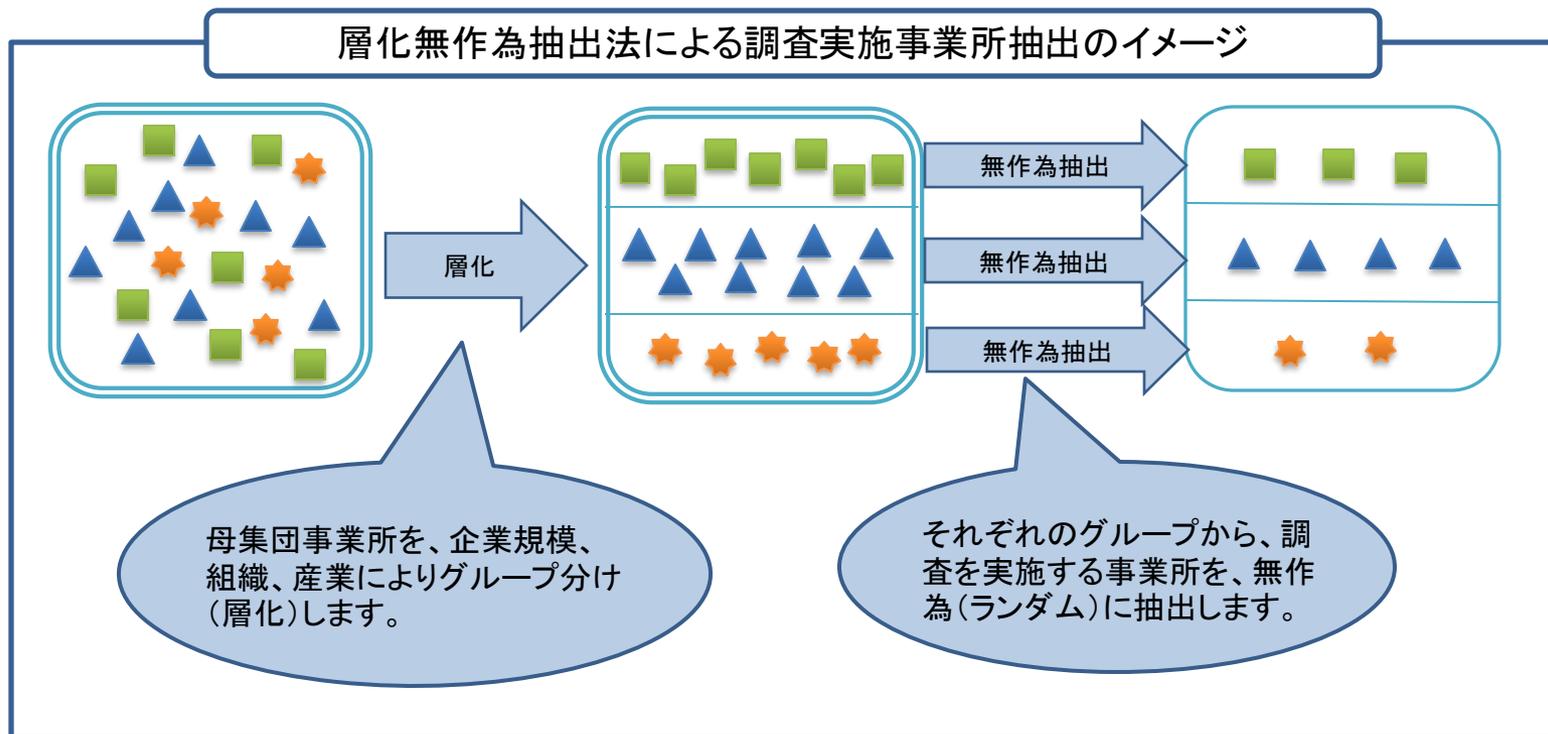
また、ボーナスについても、民間の賞与等の過去1年間(前年8月から当年7月まで)の支給実績を調査し、民間の年間支給割合に職員の期末手当・勤勉手当の年間支給月数を合わせることを基本に勧告を行っています。



3 職種別民間給与実態調査の概要

企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の県内民間事業所928事業所のうち、層化無作為抽出法によって抽出した179事業所について、本年4月分として支給された給与の額を従業員別に調査したほか、賞与等の支給状況や給与改定の状況などを事業所別に調査しました。集計に当たっての総計や平均値の算出については、全て抽出率の逆数を乗じ母集団に復元して行いました。

層化無作為抽出法による調査実施事業所抽出のイメージ



4 民間給与との比較方法(ラスパイレス比較)①

一般的に、給与決定に重要な影響を与えていると考えられるのは、職種を始め、役職段階、学歴、年齢といった要素ですが、県と民間事業所では人員構成が異なっているため、要素ごとの単純な平均値では適切に比較することができません。

このため、職員と民間事業所従業員の月例給与を比較する際は、ラスパイレス方式によっています。

【単純平均による比較の例】

年齢	A社		B社	
	人数	平均給与月額	人数	平均給与月額
20歳	10人	20万円	20人	21万円
30歳	30人	30万円	20人	31万円
40歳	20人	40万円	50人	41万円
50歳	40人	50万円	10人	51万円
計	100人	39万円	100人	36万円

全体の平均は、
A社の方が3万円高い

年齢別では、
B社の方が1万円高い

同じ人員構成
として比較

【ラスパイレス比較のイメージ】

A社とB社の年齢別人数を合わせる

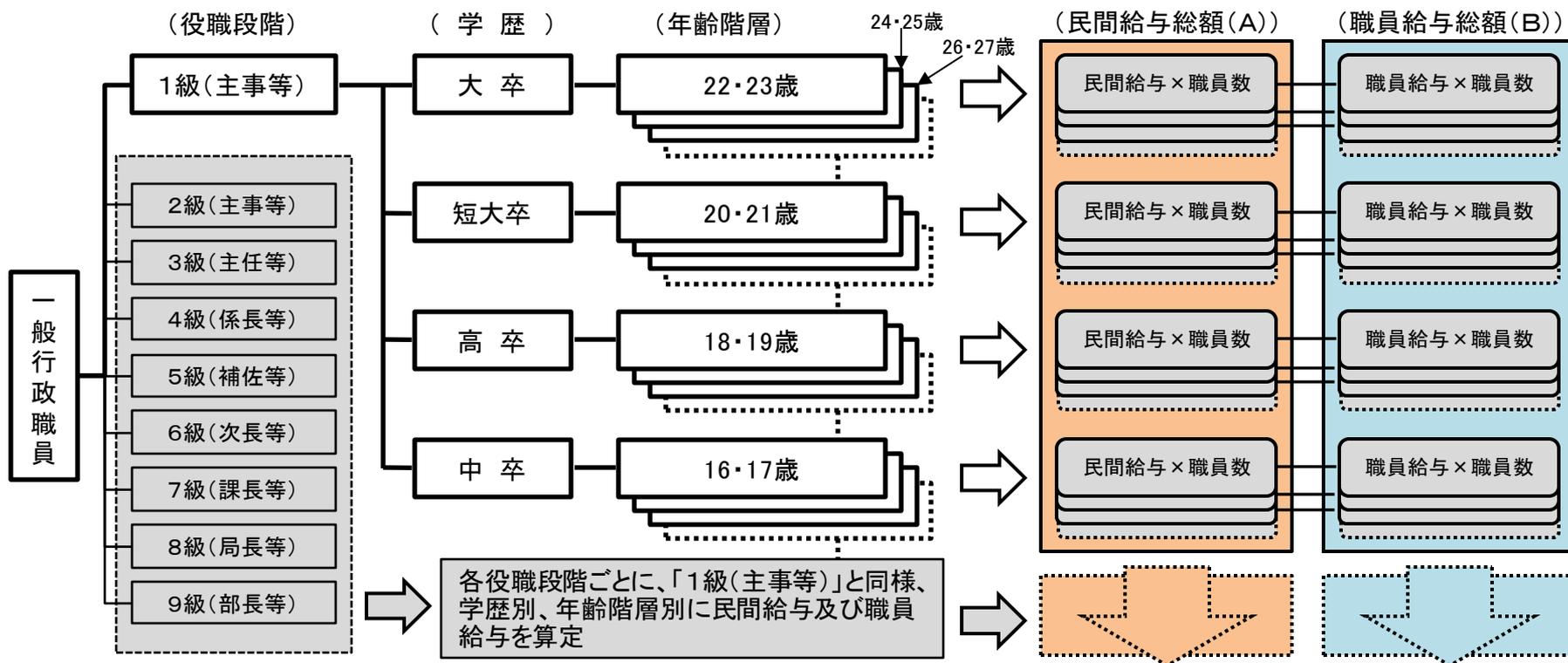
年齢	A社		B社	
	人数	平均給与月額	人数	平均給与月額
20歳	10人	20万円	10人	21万円
30歳	30人	30万円	30人	31万円
40歳	20人	40万円	20人	41万円
50歳	40人	50万円	40人	51万円
計	100人	39万円	100人	40万円

人員構成を合わせた場合で比較すると、
全体の平均、年齢別ともにB社の方が1万円高い

4 民間給与との比較方法(ラスパイレス比較)②

月例給の民間給与との比較(ラスパイレス比較)においては、個々の職員(一般行政職員)に民間の給与額を支給したとすれば、これに要する支給総額(A)が、現に支払っている職員の支給総額(B)に比べてどの程度の差があるかを算出しています。

具体的には、以下のとおり、役職段階、学歴、年齢階層別の職員の平均給与と、これと条件を同じくする民間の平均給与のそれぞれに職員数を乗じた総額を算出し、両者の水準を比較しています。



本年の較差

2,932円(0.80%)

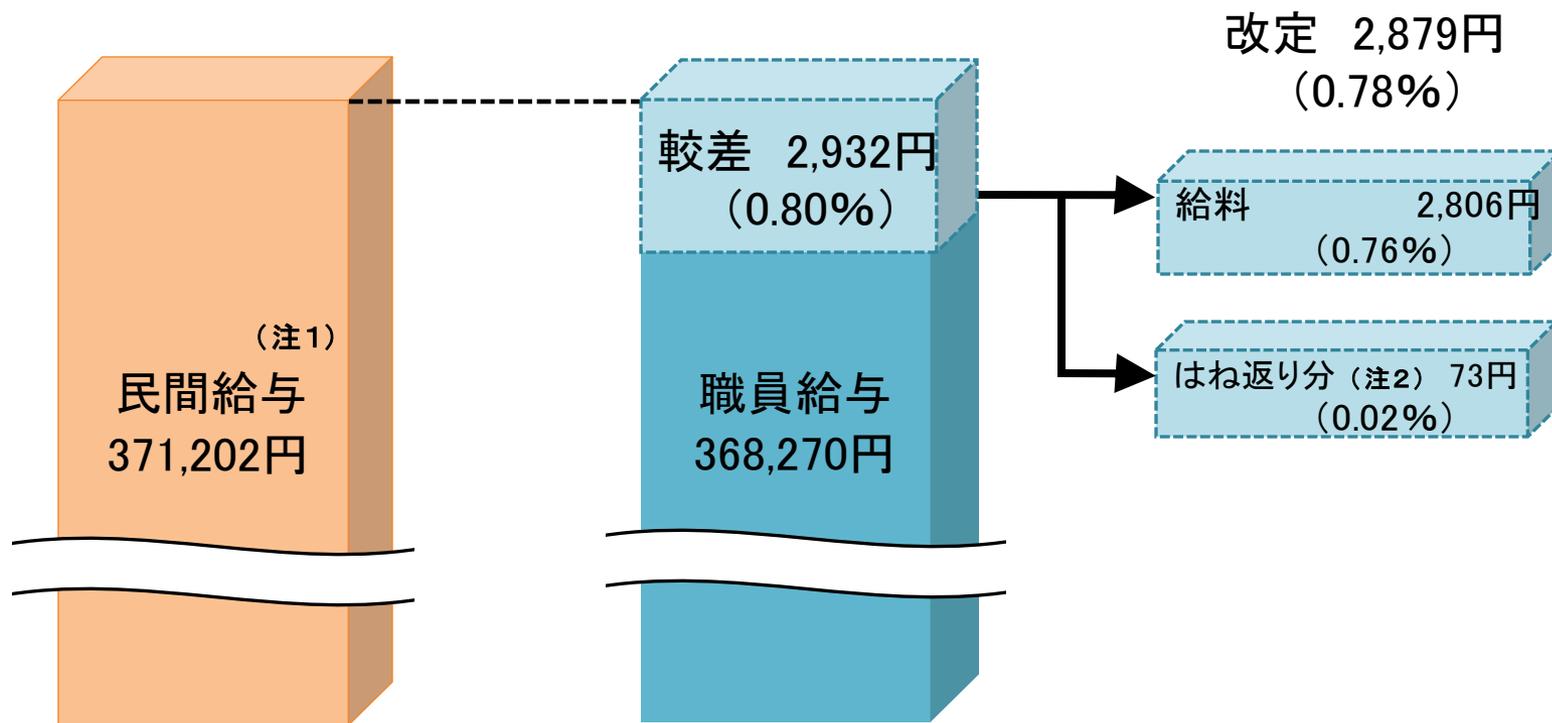
算定方法 (a) - (b)

民間給与総額
÷職員総数
=371,202円(a)

職員給与総額
÷職員総数
=368,270円(b)

5 民間給与との較差に基づく給与改定

本年4月の民間給与との較差2,932円(0.80%)、人事院勧告等を踏まえ、以下のとおり、給料を引き上げる勧告を行いました。



(注)1 民間給与は、個々の職員に民間水準の給与額を支給とした場合の額

2 「はね返し分」とは、給料等の一定割合で手当額が定められている地域手当のように、給料等の改定に伴い手当額が増減する分

※ 率は、それぞれ小数点以下第3位を四捨五入

6 本年の勧告のポイント

2年連続で月例給、ボーナスともに引上げ

- 民間給与との較差（0.80%）、人事院勧告等を踏まえ初任給を始め若年層に重点を置いた給料表の引上げ改定
- 民間の支給割合に見合うようボーナスを0.10月分引上げ、引上げ分は期末手当及び勤勉手当に0.05月分ずつ均等に配分

月例給

- ・行政職給料表：人事院勧告（行政職俸給表（一））に準じて初任給を始め若年層に重点を置いて全体を引上げ（最大12,000円、最小1,000円）
（平均改定率：全体 0.9% [1級 5.1%、2級 2.5%、3級 0.8%、4級以上 0.3%]）
（改定例）Ⅰ類（大学卒）の初任給 190,200円 → 200,900円（10,700円引上げ）
Ⅱ類（短大卒）の初任給 171,200円 → 183,200円（12,000円引上げ）
Ⅲ類（高校卒）の初任給 157,900円 → 169,900円（12,000円引上げ）
- ・その他の給料表：行政職給料表との均衡を基本としつつ、本県の実情を踏まえて改定

ボーナス

- 民間の支給割合に見合うよう引上げ（4.40月→4.50月）
- 民間の支給状況、人事院勧告等を踏まえ、引上げ分を期末手当及び勤勉手当に0.05月分ずつ均等に配分

実施時期

給料表：令和5年4月1日

ボーナス：令和5年度の改定は令和5年12月1日、令和6年度以降の改定は令和6年4月1日

※勧告後の平均給与（一般行政職員：平均年齢43.2歳）

月額 371,149円 年間給与 6,198,000円（勧告前との差 月額：2,879円 年間給与：87,000円）

7 職員モデル給与例(一般行政職員) ※扶養親族がない場合

職務段階	年齢	勧告前		勧告後		年間給与額の差
		月額	年間給与	月額	年間給与	
主事	25歳	223,245円	366.1万円	231,240円	381.5万円	15.4万円
主任	35歳	308,115円	512.1万円	310,370円	519.1万円	7.0万円
係長	45歳	372,587円	627.4万円	373,817円	633.6万円	6.2万円
課長	55歳	495,485円	805.9万円	496,612円	812.7万円	6.8万円
部長	58歳	623,712円	1,060.8万円	625,250円	1,070.7万円	9.9万円

(注)1 モデル給与例の月額及び年間給与は、給料月額、管理職手当及び地域手当(2.5%)を基礎に算出

2 年齢は、令和5年4月1日現在の満年齢

※ 扶養親族がいる場合には、扶養手当(子1人につき10,000円/月、配偶者等6,500円/月(行政職給料表8級及びこれに相当する職務の級である職員については3,500円/月。行政職給料表9級及びこれに相当する職務の級である職員については支給しない。))を支給

8 最近の給与勧告の状況(一般行政職員)

	月例給	期末手当・勤勉手当(ボーナス)		平均年間給与	
	勧告率	年間支給月数	対前年比増減	増減額	率
平成25年	勧告なし(注1)	3.95月	—	—	—
平成26年	0.23%	4.10月	0.15月	7.4万円	1.2%
平成27年	0.23%	4.20月	0.10月	5.4万円	0.9%
平成28年	0.10%	4.30月	0.10月	4.6万円	0.7%
平成29年	0.23%	4.40月	0.10月	5.4万円	0.9%
平成30年	0.15%	4.45月	0.05月	3.0万円	0.5%
令和元年	0.08%	4.50月	0.05月	2.4万円	0.4%
令和2年	勧告なし(注2)	4.45月	△0.05月	△2.0万円	△0.3%
令和3年	勧告なし(注3)	4.30月	△0.15月	△5.8万円	△0.9%
令和4年	0.17%	4.40月	0.10月	4.9万円	0.8%
令和5年	0.78%	4.50月	0.10月	8.7万円	1.4%

(注)1 民間給与との較差は、0.01%。水準改定以外の勧告(給与構造改革における経過措置額の廃止)あり

2 民間給与との較差は、0.02%

3 民間給与との較差は、△0.02%